

社会福祉法人伊勢ふるさと会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人伊勢ふるさと会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会及び第三者委員会の出席報酬等)

第3条 役員が理事会に出席したときは、次により報酬及び費用弁償額を支払うことができる。
なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、第4条の報酬及び費用弁償額はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
理事会出席報酬等	0	3,000
	円	円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償額を支払うことができる。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
評議員会出席報酬等	0	3,000
	円	円

3 評議員選任解任委員及び理事が評議員選任・解任委員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償額を支払うことができる。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
評議員選任・解任委員会出席報酬等	0	3,000
	円	円

4 第三者委員及び担当職員が第三者委員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償額を支払うことができる。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
第三者委員会出席報酬等	0	3,000
	円	円

5 交通費の実費が、費用弁償額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び費用弁償額を支払うことができる。ただし、理事長が職員との兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

2 業務執行理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設

の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び費用弁償額を支払うことができる。ただし、業務執行理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

- 3 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び費用弁償額を支払うことができる。
- 4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、次により報酬及び費用弁償額を支払うことができる。

報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
0 円	3, 0 0 0 円

- 5 交通費の実費が、費用弁償額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費 (日額)	報酬 (日額)	そ の 他
実 費	1 0, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円	実 費

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃については、評議員会で決定する。

附 則

1. この規程は、平成27年4月1日より適用する。
2. 平成29年1月22日 一部改定。
3. この規程は、平成29年6月18日より適用する。

別表1

名 称	報酬 (日額)	費用弁償額	その他
-----	---------	-------	-----

理事長業務報酬等（日額）	15,000 円	0円	実費
業務執行理事業務報酬等（日額）	13,000 円	0円	実費
理事及び評議員業務報酬等（日額）	10,000 円	0円	実費